



香美町新型コロナウイルス 感染症対策本部からのお知らせ

No. 5

6月25日（木）発行 【6月22日（月）現在の情報です】

新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急支援策（第4弾）

緊急支援策（第4弾）に係る補正予算額	1億8,694万9千円
新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策の累計額	23億1,538万1千円

新型コロナウイルス感染症により、働き方や消費行動など暮らしは大きく変わりつつある中で、「町民生活および事業者などへのさらなる支援」と「新しい生活様式」の定着、徹底を図るため、喫緊の課題に機動的、効果的に取り組みます。また、これからの自然災害の発生に備え、災害避難所や区集会所などの感染症予防対策に取り組みます。

1 感染防止対策の取り組み

- ① 区集会所感染防止対策事業 450万5千円（町単独事業）
「新しい生活様式」「ひょうごスタイル」を推進するため、自治会活動時（会合、共同作業、老人クラブ活動、体操サークルなど）と一時避難所での健康チェックと感染予防のための資機材（非接触型体温計、血圧計、消毒液、携帯バック）を各区（自治会）に配布します。
- ② 感染防止対策事業 1,554万8千円（町単独事業）
「新しい生活様式」で提唱されているマスク着用の定着を図るため、町内すべての世帯（約6,500世帯）を対象に、一世帯当たり50枚のマスクを配布します。
また、感染症予防対策に必要なマスク、消毒液などを町で備蓄します。
- ③ 予防接種事業 830万円（町単独事業）
インフルエンザが流行しやすい冬季に、新型コロナウイルスとの同時流行をできるだけ避けるため、新たに子どもに対し助成（13歳までは2,000円を2回まで、14歳から高校生世代までは2,000円を1回）を行うとともに、65歳以上の高齢者への助成を拡充（個人負担金2,500円を1,500円に軽減）します。
- ④ 禁煙治療費助成事業 50万円（町単独事業）
新型コロナウイルス感染症の重症化の要因のひとつといわれている喫煙リスク対策として、禁煙治療の費用について1人当たり1万円を上限として助成します。
- ⑤ 避難所感染防止対策事業 295万4千円（町単独事業）
避難所で感染クラスターが発生しないよう、新型コロナウイルスの感染防止対策として、非接触型体温計、血圧計、マスク、消毒液を購入し避難所に指定されている学校の体育館など24施設および福祉避難所10施設に備蓄します。

⑥ 公立学校感染症対策事業 2,048万6千円（国庫補助事業）

空気清浄機、非接触型体温計、マスク、消毒液などを小・中学校に配布します。

また、夏季休業日が短縮となり、猛暑の中を通学することとなるため、熱中症対策として、幼稚園の園児および小学校の児童に、毎日下校時、熱中症予防タブレット（飲用錠剤）を配布します。

⑦ 学校給食感染防止対策事業 103万円（町単独事業）

夏季休業日を短縮して授業を実施することに伴い、夏季に給食を提供するため、新型コロナウイルス感染症に加え食中毒の危険性も高まることから、対策に必要な衛生資材（作業着、保冷剤、マスク、消毒液、手袋など）を購入します。

2 町内産業事業者への支援

① プレミアム付利用券発券事業 8,592万6千円（町単独事業）

飲食店、旅館、民宿で利用できるプレミアム付利用券を販売し、町民の皆さんに利用していただくことで、地域内消費拡大を図ります。（詳しくは下記、「飲食店等プレミアム付利用券を販売」欄に記載）

② 感染症予防機材等購入助成事業 4,330万円（町単独事業）

町内事業者などが、新型コロナウイルス感染症対策のために空気清浄機やマスク、消毒液、手袋などの衛生資機材を購入する費用に対して助成します。（詳しくは左記、「感染症予防資機材購入費用を助成」欄に記載）

3 教育環境体制の充実

① 外国青年招致事業 300万円（町単独事業）

夏季休業日に通常の授業を行い、臨時休業により失われた児童、生徒の学びを支援するため、英語指導助手の任期を延長し、配置します。

② 中学校コンピュータ整備事業 140万円（町単独事業）

加配職員やスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの勤務時間の延長による業務量の増加に対応して必要となるパソコン（7台）を購入します。

新たな町独自施策を実施！

飲食店等プレミアム付利用券を販売

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた町内飲食店、旅館・民宿で利用できるプレミアム付利用券（30%のプレミアム付）を町民の皆さんに販売し、利用していただくことで地域内消費の拡大を図ります。

●購入可能者

町内に住所を有する世帯

●購入可能額

1世帯につき最大13万円分の利用券を10万円で購入できます。なお、購入単位は1万円です。

●利用券の購入方法

必要事項を記入した購入申請書を役場本庁舎または各地域局の窓口へご持参の上、本人確認書類を提示していただくと購入できます。

申請書は、役場本庁舎および各地域局の窓口、町 HP から入手できます。

●販売期間

8月上旬～11月30日（月） ※準備が整い次第、販売開始します。

●利用可能店舗

現在、募集しています。

※利用可能な町内飲食店、旅館・民宿などを広く募集しています。対象店舗として希望する事業者は、役場観光商工課へお問い合わせください。

●利用可能期間

8月上旬～12月31日（木） ※販売開始次第、利用できます。

●その他

販売開始時期、利用開始時期、利用可能店舗などは決定次第、行政放送、町 HP などでお知らせします。

●問い合わせ先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

感染症予防資機材購入費用を助成

新型コロナウイルス感染予防対策として、事業者が導入する衛生資機材、機器などの購入費を助成し、感染症の予防を図ります。

【中小法人・個人事業主】

・助成対象者

県の「中小企業等事業再開支援金事業」を実施する町内に事業所を有する町内中小法人・個人事業主

・助成対象経費

感染症拡大を予防するために必要な経費（衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備、掲示・告知設備など）で県が実施する中小企業等事業再開支援金事業補助額を超えて支出した経費

【宿泊業者】

・助成対象者

町内に事業所を有する宿泊業者、海水浴場を運営する団体、観光協会

・助成対象経費

感染症予防のための衛生資材（消耗品）購入経費（例：マスク、消毒液、手袋など）
※県が実施する「ひょうご安心旅推進支援金」の補助対象経費は除く

●助成対象購入期間

令和2年4月7日（火）から9月30日（水）までに衛生資機材や機器の購入に要した経費

●助成額

1事業者あたり上限5万円

●申請期限

10月30日（金）まで

●その他

申請方法などは決まり次第、行政放送、町 HP などでお知らせします。

●問い合わせ先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

障害のある人（ご家族）もお気軽に相談を

本町では、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化などでストレスを抱えている障害者（児）の相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964（直通）

国の給付金を町で受付しています

特別定額給付金

【申請期限は令和2年8月20日（木）】

特別定額給付金の申請はお済みですか。

特別定額給付金については、6月19日（金）時点で、対象者の約96%に給付を行っています。申請期限は8月20日（木）までとなっていますので、給付を希望される人は、忘れずに申請手続きを行ってください。

なお、申請書を紛失されている人などについては、確認の上、再発行しますので、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111

子育て世帯への臨時特別給付金

【申請期限は令和2年10月16日（金）】

現在、子育て世帯への臨時特別給付金の申請を受け付けています。申請は原則不要ですが、公務員の人は申請が必要です。

申請期限は10月16日（金）までとなっていますので忘れずに申請手続きを行ってください。

●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964

新型コロナウイルス感染症の 予防・検査・医療に関する相談窓口

帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【受付時間：平日9時～17時30分】

新型コロナ健康相談コールセンター

TEL 078・362・9980

【9時～20時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場健康課）

TEL 0796・36・1114

【平日8時30分～17時15分】

相談窓口

その他、緊急事態措置等に 関する相談窓口

兵庫県緊急事態コールセンター

TEL 078・362・9921

【受付時間：9時～17時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部
（役場防災安全課）

TEL 0796・36・1190

【平日8時30分～17時15分】